

MATSUE 起業エコシステム開発支援金実施要領

(趣旨)

第1条 MATSUE 起業エコシステム開発支援金（以下「支援金」という。）の実施については、MATSUE 起業エコシステム開発支援金交付要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、この実施要領の定めるところによるものとする。

(交付対象者)

第2条 要綱第4条第2項及び第3項で定める起業の基準日は当該各号に定めるところによる。

(1) 個人事業主

開業届に記載の開業日

(2) 法人

履歴事項全部証明書に記載の会社の設立年月日

(交付対象事業)

第3条 要綱第5条第1項に掲げる用語の意義は、当該各号に定め、申請者本人が発案した製品やサービスの開発に対して交付するものとする。

(1) 新規性・独自性

事業が新しい製品・サービス・ビジネスモデルを提供する、又は既存の仕組みに工夫や改良を加えることで新たな価値を創出するものをいう。

単なる模倣ではなく、既存の製品やサービスと比較して、技術、ノウハウ、アイデアなどにおいて明確な強みや差別化の要素を有しているものをいう。

(2) 成長性・市場性

事業のターゲットや需要が明確であり、事業が継続的に発展していく見通しが示されているものをいう。

(3) 実現可能性

アイデアを実現するために必要な人材・技術・資金・ノウハウ等の実施体制が明確に示されているものをいう。

事業化に向けた課題やその解決方法が適切に整理されているものをいう。

(交付対象経費)

第4条 要綱第7条に掲げる交付対象経費は、以下に掲げる費目に該当するものとし、申請者本人が発案した製品やサービスの開発に対して交付するものとする。

(1) 原材料・副資材費

- (2) 機械装置・工具器具費
- (3) 技術指導受入費
- (4) 性能検査費
- (5) 直接人件費
- (6) 外注費
- (7) 交通費
- (8) その他会長が必要と認める費用

(交付申請)

第5条 要綱第9条に掲げる書類は当該各号に定める様式によるものとする。

(1) 試作準備支援金

- ア 開発支援金交付申請書兼請求書(様式1)
- イ 試作計画書(様式2)

(2) 事業化推進支援金

- ア 開発支援金交付申請書兼請求書(様式1)
- イ 事業化計画書(様式3)

(交付の決定及び通知)

第6条 要綱第10条第6項に基づく交付の可否は、開発支援金採択(不採択)通知書(様式4)により通知するものとする。

(変更等の届出)

第7条 要綱第14条に基づく変更等の届けは、変更届(様式5)により届出するものとする。

(実績報告等)

第8条 要綱第15条に基づく実績報告は、交付対象経費内訳書(様式6)により報告するものとする。

(交付決定の取消し)

第9条 要綱第17条に基づく交付決定の取消しは、交付決定取消通知書(様式7)により通知するものとする。